

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成29年5月25日(2017.5.25)

【公開番号】特開2016-12266(P2016-12266A)

【公開日】平成28年1月21日(2016.1.21)

【年通号数】公開・登録公報2016-005

【出願番号】特願2014-133970(P2014-133970)

【国際特許分類】

G 0 6 Q 20/24 (2012.01)

G 0 6 Q 50/10 (2012.01)

【F I】

G 0 6 Q 20/24

G 0 6 Q 50/10 1 6 0

【手続補正書】

【提出日】平成29年4月3日(2017.4.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項7】

前記他者受取額特定手段が、前記利用額情報に示されるクレジットカード利用額のうち、前記複数の利用者のうちのイベント会場貸出者が受け取るべき金額である貸出者受取額を特定するように構成され、

前記他者受取額入金処理手段が、前記他者受取額特定手段により特定された貸出者受取額の入金処理を、前記クレジットカード番号記憶部に記憶されている前記イベント会場貸出者のクレジットカード番号に基づいて実行するように構成されている、

請求項1乃至6の何れかに記載のイベント決済システム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

また、前記態様において、前記他者受取額特定手段が、前記利用額情報に示されるクレジットカード利用額のうち、前記複数の利用者のうちのイベント会場貸出者が受け取るべき金額である貸出者受取額を特定するように構成され、前記他者受取額入金処理手段が、前記他者受取額特定手段により特定された貸出者受取額の入金処理を、前記クレジットカード番号記憶部に記憶されている前記イベント会場貸出者のクレジットカード番号に基づいて実行するように構成されていてもよい。